

YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

Rotary
横浜旭ロータリークラブ



UNITE
FOR
GOOD

よいことのために手を取りあおう

2025-26年度 RI会長／フランチェスコ・アレッソ
RI.D2590ガバナー／大塚 正一
横浜旭RC会長／五十嵐 正



ガールスカウトとクリーン作戦



第12回 チャリティーコンサート



防災先進国イタリアに学ぶ講演会開催

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区万騎が原33／〒241-0836
TEL.080-1215-6668/FAX.045-362-0024
<http://yokohamaasahirc.cho88.com>
Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp

例会場 二俣川駅ジョイナステラス3/4Fコミュニティサロン
例会日 月3回水曜日／12時30分～1時30分

2025年10月15日

第2595回例会 VOL.57 No.12

■司会 SAA 北澤 正浩

■開会点鐘 会長 五十嵐 正

■出席報告

会員数	20名	本日の出席数	15名
本日の出席率	78.95%	修正出席率	78.95%

■本日の欠席者

草柳、宋、二宮、岡田

■他クラブ出席者 五十嵐、関口（地区）

■会長報告 五十嵐 正

皆さん、今晚は。本日も例会にご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、先日のフォルテ祭お疲れさまでした。おかげさまで、とても有意義な活動となりました。

「てんでんこ」は200枚を配布でき、また防災エコバッグのアンケートにも15名の方からご回答をいただきました。

いくつかご意見をご紹介しますと、「もう少し厚手の生地が良い」「日常使いには汚れの目立たない素材がいい」、さらに「ファスナーに

ホイッスルを付けてはどうか」といったご提案がありました。

全体的に「アイデアとしてとても良い」との好意的な感想が多く寄せられています。

また、会場では「障害者後見的支援室・絆」の方とお話しする機会がありました。

その方から「ぜひクラブで障害者後見制度について説明の機会を持ちたい」とのご要望をいただきました。

さらに、その方は希望ヶ丘在住で、今後地域の防災連携の仕組みづくりを進めることで、ロータリーとの協力関係をぜひ築きたいとのお話もありました。

もちろん即答で「ぜひ一緒にやりましょう」とお伝えし、クラブが笹野台地区と連携していることや、イタリアの防災の仕組みについても少しご紹介しました。

イタリアの事例はまったくご存じなかったようで、大変関心を持たれ、後日講演資料をお送りしました。

また、当日ロータリーに興味を示された方とも名刺交換ができましたので、今後、例会にご案内してみたいと思います。

次に、第5グループの会長幹事会が10日に行われました。

11月8日の地区大会では、クラブ紹介の際に会長が会員を紹介する形式になるそうです。

すでに登録料26万円を納めておりますので、



できるだけ多くの皆さまのご参加をお願いいたします。

特に新会員の皆さまは、ロータリーの雰囲気を感じていただける良い機会です。週報の最終ページにも大会内容を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、この会議の中で「第5グループ合同奉仕活動」のテーマが話し合われ、横浜緑RC、横浜港南RC、そしてグループ補佐からも、旭クラブの防災プロジェクトTKBに協力したいとのお申し出をいただきました。

思いがけない温かいお言葉に、胸が熱くなりました。

今後、水谷先生とも連絡をとりながら、進捗や協力の方向性を共有していきたいと思います。

それでは、本日の例会が皆さんにとって有意義なひとときとなりますように。

どうぞよろしくお願ひいたします。

■幹事報告

関口 大樹

▷例会臨時変更のお知らせ

横浜保土ヶ谷RC

11月3日／11月24日 休会

▷ボーイスカウト日本連盟より、支援へのご協力へのお礼状が届いております。

■地域防災事情

北澤 正浩

個人防災計画という情報の提供をされました。

■ニコニコBOX

中島 徹／増田さん本日の卓話よろしくお願いいたします。フォルテ祭お疲れ様でした。マグロ最高でした。

市川 慎二／増田さん卓話宜しくお願いします。新川さん、感謝です。

田川 富男／フォルテ祭、目黒さんご苦労様でした。

関澤 信吾／増田さん、本日の卓話楽しみです。よろしくお願いいたします。

佐藤 真吾／増田さんの卓話楽しみです。

福村 正／目黒さん、二俣川フォルテ祭お疲れ様でした。大盛況でおめでとうございます。ご参加の皆様、お疲れ様でした。

中谷 逸希／いつもありがとうございます。増田さんのお話し楽しみにしています。

安藤 公一／増田さん本日の卓話宜しくお願いします。13日のフォルテ祭に御参加の皆様、お疲れ様でした。次は、19日の旭ふれあい区民祭です。

新川 尚／増田さん、本日の卓話宜しくお願いします。

関口 大樹／増田さん、本日の卓話宜しくお願いします。

五十嵐 正／先日のフォルテ祭、目黒さんを始め会員の皆様お疲れ様でした。お陰様でよい奉仕活動が出来ました。妻の誕生日祝いに素敵なお花ありがとうございました。

■卓話／法諺あれこれ（その2）増田嘉一郎



第3 刑事実体法

法諺とは、法に関する格言やことわざのこと、法知識や法の性質を簡潔に表現したものである。多くは存在する法が前提となるが、学者や法律家の提言が、法諺として確立し法制度として制定されるものもある。今回はその2回目である。

刑事実体法とは、刑法等の犯罪とその刑罰を定めている法律をいう。直接犯罪と刑罰を定める規定は、学問的には刑法各論と呼ばれており、各犯罪や各刑罰に共通する事項を定めている規定を刑法総論と呼んでいる。

法諺は、刑法総論に関するものが多い。

1. 法律がなければ犯罪はない

(1) 19世紀初めに、近代刑法学の父といわれるドイツの刑法学者フォイエルバッハにより提唱されたスローガン（標語）である。1776年のアメリカフィラデルフィアでの権利宣言や、1789年のフランス革命の人権宣言等をルーツとし、1791年のフランス憲法、さらに大陸法系の国の憲法に盛り込まれ、法諺として確立し

た。

これは、罪刑法定主義といわれており、「法律なくば犯罪なく、法律なくば刑罰なし。」とする。制定法、成文法が中心となる大陸法の国においては、「いかなる行為が犯罪となるか、それに対してもいかなる刑罰が科せられるかについて、あらかじめ議会が民主的に定める成文の法律をもって規定しておかなければならぬ。」と各国憲法が定めている。実行の時に適法であった行為、又は、既に無罪となった行為については刑事責任を問われないということである。

(2) 日本国憲法第31条も、「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」と定め、第39条前段は「何人も、実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問われない。」と罪刑法定主義を定めている。

(3) 国民は、正規の手続を経て制定され公表された法規の存在によって、自身の行動が刑法に触れないことを予め知ることができる。刑法は善良な市民のマグナカルタであり、犯罪を犯した犯罪者にとっては犯した犯罪の刑罰を知ることができるので、刑法は犯罪者のマグナカルタとも言われる(ドイツの刑法学者リストの提言)。

刑法は一定の行為の処罰を基礎づけるとともに、その処罰の限界を明確にしている。これは、恣意的な刑罰権の発動によって、犯人を含めた国民の自由や人権が侵害されないように補償するものである(刑法の自由保障機能)。

2. 眼には眼を、歯には歯を

(1) 紀元前18世紀のバビロニアのハムラビ法典や、聖書、コーランに、この原典となった言葉が使われている。

刑罰は過去の犯罪行為に対する応報として、犯人に苦痛を与えるものだという考え方である。現在でもこの応報刑の考えをとる学者はいるが、そこでは刑罰は被害と被害のバランスをとるものと考え、ハムラビ法典は「やり返せ」という意味ではなく、「やられて悔しい人は、同じ程度の復讐でとどめなさい」という抑止的意図を明文化したものと解している。そして、刑罰は、その刑の制定の範囲で犯罪予防の効果

を目的とするという。

(2) 我国刑法は、刑罰に死刑を定めており、殺人者には死を与えるという応報思想が現れている。しかし刑罰に関する我国の学者の見解は、現代では応報刑ではなく、教育効果を重視する教育刑と解しており、刑罰は受刑者の社会復帰を目的とするという考えが主流となっている。

死刑廃止については、市民からのアンケートの取り方次第で結論が異なってきているが、やはり、市民の中には応報刑論が根強く存在する。しかし、人が裁く裁判で冤罪が起こることは否定できないのであり、死刑を執行したならその人の命は回復できないことを考えるなら、他の文明国と同様に死刑制度は廃止すべきであろう。

3. 法は家庭に入らず

(1) ローマ法に由来する。家庭内の問題については、法が関与せず、自動的解決に委ねるべきであるとの考え方を示すものである。

刑法は親族間の特例(親族相盗例)で、窃盗、詐欺、横領などで、夫婦や一定の親族には刑を免除する(刑法第244条第1項)。

(2) 刑法の親族相盗例といわれるのは、いわゆる財産犯というものが対象となっており、暴行、傷害、殺人など生命、身体を保護法益とするものには適用されていない。

そのためか、ある法律事務所のHPを見ていたら、親を殴った息子の相談として次のようなものが挙がっていた。こんな相談のニーズがあるのかと驚いた。

ア 親子喧嘩でも怪我をさせたら犯罪か。

イ 親子喧嘩でも警察に逮捕されるはあるのか。

ウ 親子喧嘩で被害届は出せるのか。

エ 親子喧嘩でも示談は有効か。

(3) 民法では、家庭内に入らずという法諺は、協議離婚制度などに、詐欺脅迫等の意思表示の瑕疵について、手続を制限する規定を定めているが、最近の民法では、夫の妻に対するDV、親の子に対する虐待(ネグレスト)や、ヤングケアラーの問題など、法が親族間の紛争に積極的に関与する法制度が出現している。

4. 法の不知は許されず

(1) ローマ法に由来する。犯罪は、①法が定める構成要件に該当し、②違法であって、③責任があるという3要件を満たしたときに成立する。まずは構成要件に該当するという行為があり、そこでは法律で定める犯罪行為として記載された事実を犯す意思を故意といい、その故意がなければ、故意犯の犯罪は成立しない。

(2) 刑法第38条第3項は「法律を知らなかつたとしても、そのことによって罪を犯す意思がなかつたとすることはできない。」とする。罪を犯しておいて、私は法律を知りませんでしたという言いわけは許されないという意味である。

これは、「法の不知は害する。事実の不知は害さず。」とも言われている。

「アメリカ人が日本では覚せい剤を所持することが罰せられることを知らずに覚せい剤を買って所持していた」というのが法の不知で、これは許されない。「アメリカ人が日本で小麦粉を覚せい剤だと言われて、覚せい剤だと思って小麦粉を買って所持していた」というのが事実の不知で、これは故意が認められず、許される。

(3) 最高裁判所平成18年2月27日の決定を紹介する。

被告人Xは、大型自動車を無免許で運転したとして起訴された。その際Xの運転していた自動車（本件車輌）は、長さ502cm、幅169cm、高さ219cmで、もともと運転席および座席が合計15人分設けられていたが、以前から、後方6人分の座席を取り外して使用していた。ただし、本件車輌の自動車検査証には、本件運転当時においても、乗車定員が15人と記載されていたが、自動車の種別欄に「普通」と記載されているのを見たこと等から、本件車輌を普通自動車免許で運転することが許されると思い込み、本件運転に及んだ。

Xは、Xに大型自動車の無免許運転の故意がない旨を主張したが、第1審、控訴審とも、大型自動車の無免許運転の故意があるとの判断を下した。

最高裁は以下のような判断を下している。

「乗車定員が11人以上である大型自動車の座席の一部が取り外されて現実に存する席が10

人分以下となった場合においても、乗車定員の変更につき国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けていないときは、当該自動車はなお道路交通法上の大型自動車に当たるから、本件車輌は同法上の大型自動車に該当すべきである。（大型自動車を普通自動車へ変更するには、座席数を10人分以下に取り外し、国土交通大臣による自動車検査証へ乗車定員の変更につき記入を受けることにより、大型自動車は普通自動車となる。）そして、この事実関係の下においては、本件車輌の席の自動車検査証の記載を認識しながら、これを普通自動車免許で運転した被告人には、無免許運転の故意を認めることができると言うべきである。そうすると、被告人に無免許運転罪の成立を認めた原判断は、結論において正当である。」

車検の検査の際、乗車定員を9人への変更手続をとらなかったがため、大型自動車であるという事実の認識があるとして無免許運転が有罪となったのである。

5. カルネアデスの板

(1) 犯罪に該当する行為があっても、正当行為（法令又は正当な業務による行為、正当防衛、緊急避難に該当する場合）は、犯罪の成立要件の一つである違法性がなく、犯罪が成立しない。余り聞いたことのないのが緊急避難であろう。古代ギリシャの哲学者カルネアデスが提起したのがこの問題である。

遭難して洋上を漂流する2人の漂流者が、一人しか浮かすことのできない板を奪い合って、他の一人を突き放して溺れ死にさせた。助かった一人の罪責はどうなるのかを問うものである。我国の刑法第37条の緊急避難に該当するかである。災害時の津波被害の中でも起きうる問題であろう。

刑法第37条は「自己又は他人の生命、身体、自由、又は財産に対する現在の危難を退避するため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を越えなかった場合に限り、罰しない。」と定めている。

守られた法益と侵害された法益とを比較して、その行為の結果生じた損害（この場合は一

人の生命)が、避けようとした損害の程度(他一人の生命)の程度を越えなかった場合に、犯罪は成立しないとするのである。そこで、助かった人に殺人罪は成立しない。

(2)これに対して民法も緊急避難を第720条第2項で定めているが、「他人の物から生じる急迫の危害を避けるためその物を損傷した場合について、自己又は第三者の権利又は法律に保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。」と定めている。民法の緊急避難は、「他人の物」から生じる急迫の危害を避けるために、「その物」を損傷した場合に限定されている。例を挙げれば、犬に噛みつかれようとした時に、犬を傷つけても、損害賠償責任を負わないというのである。カルネアデスの板のように対象となつた法益が人の生命の場合は、民法上は損害賠償責任を負うことになる。

(3)緊急避難や正当防衛は、あわせて緊急行為といわれ、とっさの際、自身の身を自身で守る本能に基づく行動を正当化したものである。

6. 赤信号みんなで渡ればこわくない

(1)約45年前のビートたけしの漫才ネタが元といわれている。昭和55年に流行語となった。それが、令和3年12月発行の三省堂国語辞典第八版に新規収録された。法諺と言つてもいいのであろう。

(2)元ネタは、赤信号であっても車や人が大勢で渡れば青信号で走行している車も事故を避けるために止まらざるを得ないので、ルール違反の赤信号を無視した大勢に負けるということを風刺したものである。昭和55年というが、それまで減少していた交通事故による死者が再び増加しだし、第二次交通戦争と呼ばれる時代に入った頃である。見通しの良い道路で横断歩道が赤信号であるが、車がまだ遠方を走行している時に、信号を無視して道路を渡った経験のある人はいるであろう。先頭で渡らなくても、2人目、3人目に渡ったという人は相当いるのではないか。聞く人皆に、その経験を思い出させるから面白いのであり、当時の交通／レールに対する認識を汲み取ったギャグであった。

しかし40年以上経った現在、このギャグは、「禁止されていることも、集団でなら心理的な抵抗もなく、実行できる」という集団心理の同調性を表す言葉として、集団が多数派に同調して、合理的な思考力や判断能力を失い、集団全体として極端な行動を引き起こすことを例示していると解説されている。法諺としては、適法行為行う期待可能性がないとして、犯罪の成立要件の1つである責任を否定する事由として位置づけられる、と解説されてしまうと、面白くもおかしくもない。

(3)ビートたけしとビートきよしは、ツービートという漫才コンビで、ブラックユーモアのあるギャグを連発していた。紹介する。この中からも法諺になるものもあるかもしれない。

注意一秒ケガ一生

車に飛び込む元気な子

寝る前にちゃんと締めよう親の首

少年よ大志を抱け老人よ墓石を抱け

第4 刑事手続法

刑事手続法は、刑事裁判の手続を定める刑事訴訟法が中心となる。

令和6年9月26日袴田事件の静岡地裁再審判決がでたが、刑事訴訟法に関する法諺は再審事件についても適用されるのである。

1. 自白は証拠の女主である

(1)ヨーロッパ近世(16世紀)の作のようである。被疑者が自由意思でなした自白は、被疑者が自分の行動を最も知っているのであるから、その信用性は面く評価され、証拠の女玉といわれた。

しかし現実は異なる。捜査機関は自白を得るために、拷問、暴行、脅迫などを行うようになる。現在では法諺性は否定され、憲法第38条第1項は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」とし、第2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。」とし、第3項は、「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」と定めている。

(2)しかし戦後制定された現行憲法下でも、これまでに再審で無罪となった事件は、犯罪など行っていない人が、自白をしてしまうことを明らかにする。拷問とまでは言わないものの、長時間の取調べが続き、精神的に追い込まれ自白をしてしまう。最大23日間、外部との接触は遮断され、捜査官の甘い言葉にしがみつき、自白なるもの（虚偽自白）をしてしまうのである。

憲法の下では、有罪とするには自白の外にも確かな物的証拠を必要とする。令和5年3月13日の袴田再審事件東京高裁判決では、自白の補強証拠として提出された犯罪の1年後に味噌樽の中から発見された当時の着衣が、捜査機関によりねつ造された疑いがあると判断された。令和6年9月26日差し戻しされた静蘭地方裁判所は無罪判決を言い渡し、10月9日検察官は上訴権を放棄して無罪が確定した。

(3)改めて、法諺とはならないことを強調しておく。

2. 無罪の推定

(1)バビロニアのハムラビ王が公布したハムラビ法典で定めている。刑事裁判において、裁判官から有罪の判決ができるまでは、被告人は常に無罪として扱われる。

先に罪刑法定主義を定めているとした憲法第31条は、「法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という。この規定には、有罪判決を受けるまでは、刑罰を科せられないという無罪の推定の原則が含まれるとされている。

(2)この原則は、刑事裁判における事実の認定過程を当事者の立場から表現したものであり、同じことを裁判所の側から表現したものが次項の「疑わしきは被告人の利益に」となる。

(3)このことは、裁判の手続においてだけでなく、社会的にも無罪として扱われることを意味している（国際人権規約B規約第10条2項a号）。これが人権保障の真髄となる。

社会的にも無罪を意味する、ということに関しては、マスコミの報道の問題がある。マスコミに報道されることにより、被疑者は有罪判決

を受けた同様に、社会から評価されるのが現実である。裁判員裁判の制度が始まるに際し、マスコミの報道が裁判員の心証に影響を与えることが問題視された。マスコミ側では、「被疑者」ではなく「容疑者」とすること、また、容疑者が認否として否認している時は、その否認していることを報道することで無罪を推定させると説明していた。しかし、そもそも「被疑者」と「容疑者」とが異なることを知っている人がどれほどいるのか疑問である。また、容疑者が否認していると報道されても、それが無罪となることと結びつけて理解している人もどれほどいるのであろうか、これにも疑問がある。

社会への危険情報の提供と被疑者側のプライバシーの保護との比較衡量であり、検察官の起訴による有罪率が99%を超えていているという実態も背景にあり、悩ましい問題である。

3. 疑わしきは被告人の利益に

(1)19世紀初頭に生みだされた命題と言われるが、古代ギリシャのアリストテレスの作品の中に、同様の表現が垣間見られると言われている。

刑事裁判では、犯罪事実が存するかについて、検察官が被告人の犯罪を証明することになり、証明できなければ、有罪とすることはできない。裁判官は法廷に提出された証拠だけでは犯罪があったと確信できなければ、被告人に有利な方向で判断しなければならない。これを「疑わしきは被告人の利益の原則」という。

(2)刑事裁判における事実認定の過程を、裁判所の側から表現したものであり、当事者の側から表現したのが前項の無罪の推定（推定無罪）であり、表裏一体である。

(3)刑事裁判において、捜査し立証責任を負うのは、人的・物的に豊富な資源を有する国家機関である警察・検察である。他方、被告人は、孤立し無力であり、能力の上回る捜査機関に完璧なまでの証明責任を要求したのである（刑事訴訟法第336条）。

■次回例会

11/12⇒11/8 地区大会への移動例会
点鐘／12時 場所／パシフィコ横浜